



土木工事等に係る施工図等の印紙税の取扱いについて（通知）

技術基準の種類: 入札・契約
通知日: 平成 9 年 7 月 8 日

管 第 316 号
平成 9 年 7 月 8 日

部内各課長・室長
各土木事務所長
鳥取港湾事務所長

} 様

土 木 部 長

土木工事等に係る施工図等の印紙税の取扱いについて（通知）

土木工事及び建築工事等を一部含む土木工事（以下「土木工事等」という。）の施工に関して建設業者から提出される施工図等の印紙税の取扱いを下記のとおりとし、平成 9 年 7 月 15 日以降起工決裁のものから適用することとしたので、貴課・所職員に周知してください。

なお、営繕工事に関する取扱いは平成 9 年 3 月 5 日付建第 284 号で既に通知していることを申し添えます。

記

- 1 施工図等の印紙税の取扱い
工事着手前に「施工図等」（「施工図」、「製作図」等）の受領に関して発注者と請負者との間で「覚書」（別紙 1）を締結し、発注者は請負者から提出された施工図等を受領する際には承認印を押さず、施工図等を受け取った旨の受領印を押印して請負者に返却するものとする。
- 2 現場説明書の一般的事項
現場説明書の一般的事項に施工図等の印紙税の取扱いについての記述を追加し、別添のとおり変更する。
- 3 参考資料
別添「施工図等の印紙税の取扱いについて」